

○給油カード及びE T C専用カードの管理並びに使用実績管理要領

令和5年3月1日

会 第 147 号

警 察 本 部 長

給油カード及びE T C専用カードの管理並びに使用実績管理要領の制定について
(通達)

みだしのことについては、E T C機能を付加した給油カードの廃止並びに給油カード及びE T C専用カードの運用開始に伴い、給油及びE T C利用のためのクレジットカードの管理並びに使用実績管理要領の制定について（令和3年会第136号）の全部を別添のとおり改正し、令和5年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

給油カード及びE T C専用カードの管理並びに使用実績管理要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察車両管理に関する訓令（昭和45年埼玉県警察本部訓令第13号。以下「車両管理訓令」という。）第32条第2項の規定に基づき、埼玉県が貸与を受け、埼玉県警察が管理する給油のためのクレジットカード（以下「給油カード」という。）及び有料道路自動車料金収受システム（以下「E T C」という。）利用のためのカード（以下「E T C専用カード」という。）の取扱い並びにこれらによる車両（以下「公用車」という。）及び捜査活動に使用するレンタカーの取扱要領（平成8年埼例規第16号・刑総）第1に規定するレンタカー（以下「レンタカー」という。）の使用実績の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、車両管理訓令において使用する用語の例によるほか、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 高速道路等 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路並びにこれと同等の規格及び機能を有する道路のうち、E T Cに対応しているもの
- (2) 警察車両管理業務 埼玉県警察情報管理システムによる車両管理業務実施要領（平成22年装第680号）第1に規定する車両管理業務

第3 職員の責務

職員は、給油カード及びE T C専用カード（以下「給油カード等」という。）を使用するときは、給油カード等を紛失し、又は盗難に遭うことのないよう十分注意するとともに、適正に使用しなければならない。

第4 給油カード等の配布及び貸与

1 配布

給油カード等は、総務部財務局会計課長（以下「会計課長」という。）が総務部財務局装備課長（以下「装備課長」という。）と協議の上、公用車を保有し、又は管理する所属の長に対し、必要と認められる枚数を給油カード台帳（別記様式第2号）とともに配布するものとする。この場合において、配布する給油カード等に所属ごとの一連番号を付するものとする。

る。

なお、給油カード等の配布後、所属の事情により枚数に過不足が生じた場合は、当該所属の長は、会計課長及び装備課長と協議するものとする。

2 貸与

装備課長は、前記 1 により配布された給油カード等を警務部警務課長及び必要と認める所属の長に貸与するものとする。この場合において、給油カード台帳及び E T C 専用カード台帳の備考欄に貸与先所属名及び貸与日を記載するものとする。

第 5 管理体制

1 取扱責任者

給油カード等の取扱責任者は、前記第 4 により給油カード等の配布を受けた所属の長（前記第 4 の 2 により装備課長が給油カード等を貸与した場合にあっては、当該貸与を受けた所属長）をもって充て、給油カード等及び使用実績の管理について統括するものとする。

2 取扱者及び取扱補助者

取扱責任者は、次表に掲げる区分により給油カード等の取扱者及び取扱補助者を指定し、給油カード等の保管管理に当たらせるものとする。ただし、前記第 4 の 2 により警務部警務課長に貸与された給油カード（以下「突発対応用給油カード」という。）及び E T C 専用カード（以下「突発対応用 E T C 専用カード」という。）については、執務時間外においては埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成 4 年埼玉県警察本部訓令第 29 号）第 6 条に規定する当直長（以下「当直長」という。）を取扱者とし、同訓令第 3 条に規定する生活安全地域当直の当直員を取扱補助者とする。

区 分	本部所属等	警察署
取 扱 者	庶務若しくは会計を担当する課長補佐、隊長補佐若しくは校長補佐又は庶務係長（庶務係長を置かない所属にあっては庶務主任）	警務課長及び埼玉県警察処務規程（昭和 38 年埼玉県警察本部訓令第 12 号）第 32 条に規定する総括管理者

取扱補助者	警部補以上の階級にある警察官 又は同等の職にある一般職員のうち取扱責任者が指定するもの	警務係長（警務係長を置かない警察署にあっては取扱者が指定する者）及び当直に従事する職員のうち取扱責任者が指定するもの並びに必要により、取扱責任者が装備課長とあらかじめ協議した上で指定した警部補以上の階級にある警察官又は同等の職にある一般職員
-------	--	--

第6 給油カード等の保管管理

1 給油カード等の保管管理

前記第4により配布又は貸与された給油カード等は、施錠設備のある保管庫等において保管し、給油カード使用記録簿（別記様式第3号）及びETC専用カード使用記録（別記様式第4号）により貸出し及び返納の状況を管理するものとする。この場合において、取扱者又は取扱補助者は、随時、返納されていない給油カード等の所在を確認し、紛失、盗難等の防止に努めるものとする。

2 突発対応用給油カード及び突発対応用ETC専用カードの管理

突発対応用給油カード及び突発対応用ETC専用カード（以下「突発対応用給油カード等」という。）は、執務時間外においては、当直長に引き継ぐものとする。

第7 集中車両に係る給油カード等使用時の留意事項

埼玉県警察集中車両運用要綱（平成11年埼例規第63号・装）第1条に規定する集中車両に係る給油カード等の使用については、前記第4により所属に配布し、又は貸与された給油カード等を使用するものとする。ただし、同時に複数の車両の運行があり、当該給油カード等では不足が生じる場合は、前記第4の1により装備課長に配布された給油カード等（急を要し、同給油カード等を使用することが困難な場合にあっては突発対応用給油カード等）を使用することができる。

第8 給油カード等の使用方法

1 給油カード

(1) 使用基準

公用車、レンタカー及び職員の私有車の公務使用に関する取扱要綱（平成 13 年埼例規第 44 号・務。以下「私有車公務使用要綱」という。）第 11 条第 1 項の規定により国庫が旅費を支弁することとなる旅行において、公用車とみなされた私有車の給油に使用するものとする。

(2) 給油カードの貸出し

給油をしようとする職員は、給油カード使用記録簿に必要事項を記載の上、取扱者又は取扱補助者（レンタカーの給油の場合は、刑事部刑事総務課の取扱者又は取扱補助者。以下同じ。）から給油カードの貸出しを受けるものとする。

(3) レシートの受領

給油カードによる給油を行ったときは、給油所が発行するレシートを必ず受領するものとする。

なお、埼玉県内での給油に当たっては、原則として、あらかじめ契約を締結した給油所を利用するものとする。

(4) レシートの提出及び給油カードの返納

給油を行った職員は、給油後速やかに取扱者又は取扱補助者に対し、前記(3)により受領したレシートを提出するとともに、給油カード使用記録簿に必要事項を記載した上で給油カードを返納するものとする。この場合において、給油を行った職員にあつては取扱者又は取扱補助者の指示に従い車両番号等の必要事項をレシートに記載し、取扱者又は取扱補助者にあつては給油カード使用記録簿に返納確認者名を記載するものとする。

2 ETC専用カード

(1) 使用基準

ア ETC専用カードの使用

ETC専用カードは、公用車、レンタカー及び私有車公務使用要綱第 9 条の規定により承認を受けた私有車（以下単に「私有車」という。）（以下これらを「公用車等」という。）を使用する場合において、高速自動車国道等の通行に係る公務従事車両証明取扱要領（平成 22 年務第 624 号）第 2 に規定する公務従事車両証明の使用対象用務（以下このアにおいて「公務従事証明対象用務」という。）以外の用務（同要

領第3の3に規定する公務従事車両証明カードを使用できない場合の公務従事証明対象用務を含む。)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、旅行命令権者の承認を受けたときに使用することができるものとする。

- (ア) 被疑者、視察対象者等に対する追尾等の警察活動に従事する場合において、ETC利用ができないことにより、当該警察活動に支障が生じるおそれがあるとき。
- (イ) 高速道路等を通行することにより、大幅な運行時間の短縮等業務の効率化を図ることができるとき。ただし、私有車を利用する場合であって目的地から直帰するときを除く。
- (ウ) 通常の経路では当該旅行の用務に支障を来すとき。
- (エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、取扱責任者が使用を認めたとき。

イ 優先使用

ETC利用に際し、旅行が競合した場合における給油カードの使用は、国庫が旅費を支弁する旅行を優先するものとする。

(2) ETC専用カードの貸出し

ETC専用カードを使用しようとする職員は、原則として取扱者又は取扱補助者に対して利用する公用車等、用務、利用する高速道路等の区間を申し出た上で、ETC専用カード使用記録簿に必要事項を記載し、ETC専用カードの貸出しを受けるものとする。

(3) 使用方法

ア ETC専用カードの貸出しを受けた職員(以下「使用職員」という。)は、ETC車載器が搭載された公用車等を利用し、出発前にETC専用カードをETC車載器に挿入して使用するものとする。ただし、ETC車載器が搭載された公用車等が利用できない場合は、ETC専用カードを有人の料金所における通行料金の支払に使用することができるものとする。

イ 使用職員は、公用車等から離れる場合はETC専用カードをETC車載器から取り出し、手元から離さずに管理するものとする。

(4) ETC専用カードの返納

使用職員は、ETCの利用後、速やかにETC専用カード使用記録簿に必要事項を記載した上で取扱者又は取扱補助者にETC専用カードを返納するものとする。この場合

において、E T C専用カードの返納を受けた取扱者又は取扱補助者は、E T C専用カード使用記録簿に返納確認者名を記載するものとする。

第9 給油及びE T C利用の実績管理

1 貸与先所属

前記第4の2により給油カード等の貸与を受けた所属の取扱者又は取扱補助者は、集中車両の給油に伴い提出されたレシート及び給油カード使用記録簿並びにE T C専用カード使用記録簿の写しを装備課長宛て送付するものとする。

2 前記1以外の所属

取扱者又は取扱補助者は、給油に伴い提出されたレシートの内容を警察車両管理業務に登録して各車両の給油実績を管理するとともに、E T C専用カード使用記録簿のE T C利用欄により利用実績を確認した上で、燃料代金及びE T C利用額の確認に係る資料として所属の会計事務を担当する職員に提供するものとする。

第10 事故発生時の措置

1 紛失又は盗難の報告

取扱責任者は、給油カード等の紛失又は盗難事案が発生したときは、直ちに給油カード等の発行元であるクレジットカード会社（以下単に「クレジットカード会社」という。）に電話で届出を行うこと。この場合において、当該給油カード等に係る遺失届又は被害届の受理番号が必要となることから、速やかに必要な手続をとること。

また、紛失又は盗難のてん末を文書により装備課長宛て報告すること。

2 毀損、汚損等の報告

取扱責任者は、給油カード等が毀損、汚損等したことにより給油カード等としての機能を失ったと認めるときは、給油カード・E T C専用カード損傷報告書（別記様式第5号）を作成し、当該給油カード等を添えて装備課長宛て報告すること。

3 装備課長の措置

装備課長は、前記1の報告を受けたときにあつては当該報告に係る必要な調査を行い、前記2の報告を受けたときにあつては現物を確認し、会計課長に通報すること。この場合において、通報を受けた会計課長は、当該給油カード等の不正使用の有無の確認等必要な調査を行った上で、再発行の手続を行うことができるものとする。

第11 会計上の事務処理

1 取扱責任者の措置

取扱責任者は、給油の実績に関する照合書類、E T C利用区間等を記載した給油カード使用記録簿及びE T C専用カード使用記録簿並びにクレジットカード会社から送付される給油カード及びE T C専用カードの利用明細書を所属の会計事務を担当する職員に照会させ、その結果を毎月10日までに警察車両管理業務に登録するものとする。

2 会計課長の措置

会計課長は、警察車両管理業務により登録された使用実績とクレジットカード会社から送付される請求書を照合し、支払手続をとるものとする。この場合において、不明な点があるときは、取扱責任者に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

第12 雑則

この通達に定めるもののほか、給油カード等及び使用実績の管理に関し疑義が生じた場合は、その都度、会計課長及び装備課長が協議するものとする。

実施日

- 1 この通達は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 捜査活動に使用するレンタカーの取扱要領（平成8年埼例規第16号・刑総）の一部を次のとおり改正する。

第11中給油及びE T C利用のためのクレジットカードの管理並びに使用実績管理要領（令和3年会第136号）第8を「給油カード及びE T C専用カードの管理並びに使用実績管理要領（令和5年会第147号）第8」に改める。

別記様式第4号（第6、第8、第9、第11関係）

E T C専用カード使用記録簿（ 年）

カード番号	貸出し		貸出しを受けた者 分掌・氏名	車両番号	E T C利用欄				返納		返納 確認者
	月日	時刻			用務	区間（出口通過月日）		月日	時刻		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		
						IC～ ()	IC ()	IC～ ()	IC		

(注) 1 カード番号については、カード番号又は所属において独自に管理する番号のいずれかを記載すること。

2 E T C利用欄の区間については、高速道路等の利用区間（I C又はS A）ごとに記載すること。

別記様式第5号（第10関係）

第 号

年 月 日

総務部財務局装備課長 殿

長

給油カード・ETC専用カード損傷報告書

給油カード・ETC専用カードの損傷が発生しましたので、次のとおり報告します。

記

カードの種類	給油カード ・ ETC専用カード
カード番号	
カード名義	
損傷年月日	年 月 日
損傷の概要	毀損 ・ 汚損 ・ 磁気異常 ・ その他